

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	有年横尾地区 (有年横尾集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月18日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・区域内農地の4割が自己保全管理で占められており、農業者の生産意欲が減退している。
- ・未整備田のため、農地が変形で、区画も小さく、ほとんどの農地において軽トラックの進入路がなく、規模拡大が困難であり、農地の他、水路、農道、畦畔等の管理も課題となっている。
- ・鳥獣による被害が深刻化している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・今年度より、区域外の担い手農家の受入れ、地区内農地の荒廃化を防ぐ取組みを始める。また、農地貸付後は、水稻を主要作物とする他、市の振興作物である大豆、麦等の作付にも取り組む。さらに、市、県とも連携して高収益作物の導入についても検討する。
- ・水路、農道等の管理については集落全体でできるよう仕組み作りを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農業委員・農地利用最適化推進委員の協力の下、担い手への耕作条件整備等について集落及び担い手間で協議を重ね、農地の有効利用、規模拡大や集約化を目指す。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地は出し手、受け手に関わらず、原則として農地中間管理事業を活用する。また、当面は耕作を継続する農家の営農が困難となった場合も、農地バンク機能を活用して農地を機構に貸し付けていくよう、集落全体で活用を検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組
地区内の農地エリアの規模が小さく、受益面積要件が必要な基盤整備事業の対象外となるため、農道の整備、水路の補修を含め簡易的な基盤整備について検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に耕作されない可能性の高い農地の増加が見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAとも連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合、農業サービス事業者等による農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる育苗・乾燥・調製作業は、JA兵庫西の農業用施設への委託に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他
<p>①鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、地域集積協力金を活用した防止柵の設置等について、集落全体で検討する。</p> <p>③スマート農業の取組 ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな大型農業機械の導入について検討する。</p> <p>⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針 地域住民と担い手農家、耕作農家が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。</p>									

